

## ○定年制職員給与規程

(平成15年10月1日規程第56号)			
改正	平成16年3月18日規程第18号 平成17年4月14日規程第34号 平成18年7月13日規程第54号 平成20年3月31日規程第27号 平成21年9月17日規程第46号 平成23年2月24日規程第9号 平成24年8月29日規程第53号 平成26年11月27日規程第79号 平成27年2月26日規程第23号 平成28年2月25日規程第23号 平成29年2月23日規程第11号 平成30年3月22日規程第24号 令和2年2月26日規程第231号 令和3年10月28日規程第479号 令和5年3月23日規程第16号	平成16年3月25日規程第23号 平成18年2月9日規程第1号 平成19年4月13日規程第29号 平成21年3月26日規程第12号 平成22年2月25日規程第2号 平成23年3月10日規程第13号 平成24年2月23日規程第19号 平成26年12月25日規程第93号 平成27年4月8日規程第50号 平成28年2月12日規程第16号 平成29年6月8日規程第42号 平成31年2月13日規程第106号 令和2年3月25日規程第265号 令和4年5月26日規程第520号 令和5年8月24日規程第76号	平成17年3月30日規程第30号 平成18年4月18日規程第40号 平成20年3月13日規程第19号 平成21年6月25日規程第28号 平成22年6月23日規程第39号 平成23年4月14日規程第30号 平成26年3月13日規程第24号 平成27年2月13日規程第17号 平成28年2月12日規程第6号 平成28年12月22日規程第90号 平成30年2月22日規程第3号 平成31年2月27日規程第115号 令和2年12月23日規程第348号 令和5年2月22日規程第8号 令和5年10月19日規程第104号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人理化学研究所(以下「研究所」という。)の定年制職員(以下「職員」という。)の給与について定めるところを目的とする。ただし、職員のうち年俸制を採用している職員(以下「年俸制職員」という。)の給与については、別に定める。

#### (給与の区分)

第2条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 諸手当は、家族手当、役職手当、初任給調整手当、研究手当、特別地域手当、広域異動手当、住居手当、超過勤務手当、裁量労働手当、放射線取扱手当、深夜手当、特殊勤務手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、シニアスタッフ職調整手当及び報奨金とする。

#### (重複給与の禁止)

第3条 職員が研究所の委員等の他の職にあわせて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

#### (給与の支給)

第4条 給与は、法令及び研究所と労働組合又は職員の代表者とが締結した給与控除に関する協定により職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨をもって直接、又は職員が指定する預金又は貯金の口座へ振込みにより支給する。

#### (給与の支給日及び支給方法)

第5条 給与(期末手当を除く。)の支給定日は、毎月20日(その日が「定年制職員就業規程」(平成15年規程第33号)第19条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)に当るときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。ただし、第28条に規定する期末手当及び報奨金を支給する月にあっては、そのつど、別に定める日とすることができます。

2 給与は、前項の支給定日においては当月分の本給、家族手当、役職手当、初任給調整手当、研究手当、特別地域手当、広域異動手当、住居手当、裁量労働手当、特殊勤務手当、通勤手当、単身赴任手当及びシニアスタッフ職調整手当並びに前月分の超過勤務手当、放射線取扱手当、深夜手当及び管理職特別勤務手当を支給する。

3 職員が給与の支給定日以降月末までに本給、家族手当、役職手当、初任給調整手当、研究手当、特別地域手当、広域異動手当、裁量労働手当、特殊勤務手当及びシニアスタッフ職調整手当について異動を生じたときは、翌月の支給定日において清算し支給する。

4 職員が死亡又は退職したときは、その際給与を支給することができる。

(非常時払)

第6条 職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため給与の支払を請求したときは、その日までの給与を支給することができる。

(給与の日割計算)

第7条 月の中途において採用、退職、休職、復職又は役職の異動その他の事由により、給与に異動を生じたときの本給、家族手当、役職手当、初任給調整手当、研究手当、特別地域手当、広域異動手当、裁量労働手当、特殊勤務手当及びシニアスタッフ職調整手当は、日割計算とする。ただし、死亡若しくは定年退職又は予算の削減若しくは組織の改廃による配置転換が困難なため退職させられたときはこの限りでない。

(給与の日額)

第8条 前条の規定による日額は、それぞれの額を当該月の日数から休日を差引いた日数で除した額とする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 勤務1時間当たりの給与額は、本給、家族手当、役職手当、初任給調整手当、研究手当、特別地域手当、広域異動手当、裁量労働手当、特殊勤務手当及びシニアスタッフ職調整手当の合計月額に12を乗じた金額を当該年度の所定年間総労働時間で除した額とする。

2 第21条の超過勤務手当及び第23条の深夜手当を算定する場合は、前項の計算から家族手当を除いて計算する。

(端数の取扱)

第10条 この規程の各条項の定めによって算出した額に50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数は1円として計算する。

## 第2章 給与

### 第1節 本給

(本給)

第11条 本給は、月額とし、本給表(別表第1)に定める等級号俸により支給する。

(初任給)

第12条 新たに採用された職員の受ける本給は、別に定める基準により、その者の能力及び経歴並びにその職務及び責任の度合等を考慮して決定する。

(昇給及び職務等級の変更)

第13条 昇給及び職務等級の変更は、職務、能力及び勤務成績等を考慮して別に定める基準により行う。

2 昇格及び昇給の時期は、毎年4月1日とする。ただし、必要な場合はこの限りでない。

3 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高号俸を超えて行うことができない。

(特別昇給)

第14条 前条の規定にかかわらず次の各号の1に該当するときは、別に定める基準により、昇給させることができる。

- (1) 発明考案、業務成績の向上、能率増進等により職務上特に功績のあったとき。
  - (2) 予算の削減又は組織の改廃により配置転換が困難なため退職させられるとき。
- 2 前項第1号に該当するときの昇給は、別に定める日に、同項第2号に該当するときの昇給は、退職の日に行う。

## 第2節 諸手当

### (家族手当)

第15条 家族手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る家族手当は、定年制職員給与規程別表第1の適用を受ける職員でその等級が7級である職員（以下「定年制7等級職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく主としてその職員の収入により生計を維持する者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 家族手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円（定年制職員給与規程別表第1の適用を受ける職員でその等級が6等級である職員（以下「定年制6等級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子及び孫のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子又は孫がいる場合における家族手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子又は孫の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条の2 新たに職員となった者に扶養親族（定年制7等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、定年制7等級職員から定年制7等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を職員課長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（定年制7等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び定年制7等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- (3) 及び(4) 削除

2 家族手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（定年制7等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、定年制7等級職員から定年制7等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が定年制7等級職員以外の職員となつた日、職員に扶養親族（定年制7等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、家族手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、定年制7等級職員以外の職員から定年制7等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が定年制7等級職員となつた日、家族手当を受けている職員の扶養親族（定年制7等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、家族手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 家族手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における家族手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 家族手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 家族手当を受けている職員の扶養親族（定年制7等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある定年制7等級職員が定年制7等級職員以外の職員となつた場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある定年制6等級職員が定年制6等級職員及び定年制7等級職員以外の職員となつた場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で定年制7等級職員以外のものが定年制7等級職員となつた場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で定年制6等級職員及び定年制7等級職員以外のものが定年制6等級職員となつた場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

（役職手当）

第16条 役職手当は、参事、副参事、主幹及びこれらと同等と認められる別に定める職員に対して、月額としてその職務における責任の程度及び内容を考慮の上、別表第2に定める額を支給する。

- 2 前項の規定による職員のほか、副主幹及びこれらと同等と認められる別に定める職員に対して、月額として25,500円を支給する。ただし、支給上限年齢は、60歳に達する年度末とする。
- 3 前二項の規定による額が、役員報酬規程(平成15年規程第55号)第3条に規定する役員の本給月額のうち最低の本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に109分の100を乗じて得た額から職員が受ける本給、家族手当及び研究手当の月額の合計額を差引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する役職手当の月額は前項の規定にかかわらずその差引いた額に満たない別に定める額とする。
- 4 第1項に規定する職員については、第21条の規定を適用しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、役職手当の支給に関して必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

第17条 初任給調整手当は、科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められるもので、新たに採用された職員に対して支給する。ただし、大学(短期大学を除く。)卒業又は大学院修士及び博士課程修了の日から2年以内に採用された職員に限る。

- 2 初任給調整手当の月額は、採用の日から1年以内の期間は1,500円、採用の日から1年を経過した日から1年以内の期間は1,000円、採用の日から2年を経過した日から1年以内の期間は500円を支給する。

(研究手当)

第18条 研究手当は、研究に従事する別に定める職員及び大学(短期大学を除く。)を卒業し、又は大学院修士若しくは博士課程を修了して研究に従事する職員に対して支給する。

- 2 研究手当の月額は、その職につき、本給に100分の10以内を乗じた額とする。

(特別地域手当)

第19条 特別地域手当は、別表第3に定める所在地に在勤する職員に支給する。

- 2 特別地域手当の月額は、本給、家族手当、役職手当、初任給調整手当、研究手当及びシニアスタッフ職調整手当の月額合計に別表第3に定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 第1項に規定する所在地に在勤する職員が、その在勤する所在地を異にして異動又は在勤する部署が移転(以下「異動等」という。)した場合(当該異動等の前日の日に在勤していた所在地に引き続き6か月を超えて在勤した場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合に限る。)において、当該異動等後の所在地が同項に規定する所在地に該当しないことになるときは、当該職員には第1項の規定にかかわらず当該異動等の日から2年を経過するまでの間、次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める支給割合により算出した特別地域手当の額(当該異動等の日の前日に在勤していた第1項に規定する所在地に係る特別地域手当の支給割合が当該異動等の日のあとに改定された場合にあっては、当該異動等の日の前の支給割合による特別地域手当の額)を支給することができる。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合

(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 4 前三項に規定するもののほか、特別地域手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

## (広域異動手当)

第19条の2 職員が異動等をした場合において、当該異動等につき別に定めるところにより算定した所在地間の距離(異動等の日の前日に在勤していた所在地と当該異動等の直後に在勤する所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と所在地との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と所在地との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と所在地との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員(任用の事情等又は異動等に準ずるものとして勤務場所に変更があったもの等別に定めるものを含む。)には、当該異動等の日から3年を経過するまでの間、本給、家族手当、役職手当、初任給調整手当、研究手当及びシニアスタッフ職調整手当の月額合計に当該異動等に係る所在地間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の前日に在勤していた所在地への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適當と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

- (1) 300キロメートル以上 100分の10
- (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年間を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当を支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は同一の支給割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 前二項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により特別地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前二項の規定による広域異動手当の支給割合から当該特別地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前二項の規定による広域異動手当の支給割合が当該特別地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。

4 前三項に規定するもののほか、別に定める事項及び広域異動手当の支給に関する必要な事項は、国家公務員の例に準じ定めるものとする。

## (住居手当)

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(賃間を含む。第2号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(研究所の構内住宅及び借上住宅(以下「構内住宅等」という。)を貸与され使用料を支払っている職員並びに公務員宿舎等に入居している職員を除く。)
- (2) 第26条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(構内住宅等及び公務員宿舎等を除く。)を借り受

け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員であるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### (超過勤務手当)

第21条 超過勤務手当は、所定の勤務時間外及び休日に勤務を命ぜられて勤務した職員に対して、勤務1時間につき、第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。この場合において、この勤務の全部又は一部が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、この時間内の勤務1時間につき、第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を加算して支給する。

(1) 休日以外の日における1日当たり8時間(労働基準法第32条第2項に定める労働時間)内で所定の勤務時間を超える勤務 100分の100

(2) 休日以外の日における1日当たり8時間(労働基準法第32条第2項に定める労働時間)を超える勤務、及び、法定休日(定年制職員就業規程第19条第2項に規定する法定休日をいう。以下「法定休日」という。)以外の休日における勤務 100分の125

(3) 前号及び次号の勤務の合計が1か月で60時間を超えた場合、その超えた勤務 100分の150

(4) 法定休日における勤務 100分の135

2 定年制職員就業規程第17条の規定に基づきフレックスタイム制の適用を受ける職員にあっては、前項の規定に関わらず、清算期間の総労働時間を超えて、又は休日に勤務を命ぜられて勤務した当該職員に対して、勤務1時間につき、第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

(1) 清算期間の休日以外の日における勤務であって、その総労働時間に75分の80を乗じて得た時間内で総労働時間を超える勤務(ただし、第3号又は第5号に該当するものを除く。) 100分の100

(2) 清算期間の休日以外の日における勤務であって、その総労働時間に75分の80を乗じて得た時間を超える勤務、及び、法定休日以外の休日における勤務 100分の125

(3) 前号及び次号の勤務の合計が60時間を超えた場合、その超えた勤務 100分の150

(4) 法定休日における勤務 100分の135

3 定年制職員就業規程第17条の規定に基づきフレックスタイム制の適用を受ける職員が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したときは、この勤務1時間につき、第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を当該勤務時間における給与額に加算して支給する。

4 第1項第1号又は第2項第1号に定める勤務1時間につき、第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を第1項第1号又は第2項第1号で定める額に加算して支給する。

(裁量労働手当)

第21条の2 定年制職員就業規程第16条に定める裁量労働によるみなし労働時間制の適用者については、裁量労働手当を支給する。

2 裁量労働手当の金額は、別に定める。

(放射線取扱手当)

第22条 放射線取扱手当は、別に定める要件に該当した職員に対して支給する。

2 放射線取扱手当は、該当することとなった月につき7,000円とする。

(深夜手当)

第23条 深夜手当は、次の各号に定める職員に対して支給する。

(1) 定年制職員就業規程第15条第4項により変更された所定の勤務時間内に午後10時から翌日午前5時までの深夜勤務がある場合その深夜勤務に従事した職員

(2) 定年制職員就業規程第16条に定める裁量労働によるみなし労働時間制の適用者で、午後10時から翌日午前5時までの深夜勤務の承認を受けて、又は命ぜられて勤務した職員

2 深夜手当の額は、第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額とする。

(特殊勤務手当)

第24条 特殊勤務手当は、困難な職務、責任の度、勤労の強度、勤労環境その他の勤労条件が著しく特殊な業務又は危険、不快その他の著しく特殊な業務で、別に定める指定業務に従事する職員に対して支給する。

2 特殊勤務手当の月額は6,000円又は4,500円とする。

3 特殊勤務手当は、第16条第1項の規定による役職手当の支給を受ける職員には支給しない。

(通勤手当)

第25条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例とする職員に対して支給する。

2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当は、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が理事長の別に定める額をこえるときは、理事長の定める額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

3 事業所等を異にする異動又は在勤する事業所等の移転に伴い、所在する地域を異なる事業所等に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項に掲げる職員で、当該異動又は事業所等の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道

その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の通勤に要する特別料金等に係る1か月当たりの運賃相当額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは、20,000円)及び同項の規定による額の合計額とする。

- 4 前項の規定は、国家公務員等(定年制職員退職金規程(平成15年規程第59号)第7条の2第1項に規定する国家公務員等をいう。)であった者から人事交流等により引き続き職員となった者のうち、第1項に掲げる職員で、前項に規定する要件を具備したこととなった職員及び前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員について準用する。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として、次の各号に掲げる終期までの6か月を超えない範囲内で1か月を単位として最長の期間(自動車等の交通用具に係る通勤手当にあっては1か月)をいう。
  - (1) 第3号に該当するものを除き、始期が4月から9月の場合 9月
  - (2) 第3号に該当するものを除き、始期が10月から3月の場合 3月
  - (3) 自動車等交通用具を利用する場合 1か月
- 6 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の月額の算出方法及び通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(**単身赴任手当**)

**第26条 事業所等を異にする異動又は在勤する事業所等の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又は配偶者がいない場合で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(本条において「配偶者等」という。)と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所等の移転の直前の住居から当該異動又は事業所等の移転の直後に在勤する事業所等に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子との同居により生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者等の住居から在勤する事業所等に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。**

- 2 単身赴任手当の月額は30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。
- 3 国家公務員等であった者から引き続き本給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所等に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活する

ことを常況とする職員(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前三項に規定する別に定める事項及び単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じ定めるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第27条 第16条第1項の規定に基づき役職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

- 3 前二項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

- 4 前二項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月及び12月の理事長が定める日(以下「支給日」という。)に、それぞれ支給日の属する月の初日(以下「基準日」という。)に在職する職員及び基準日前1か月以内に退職した職員に支給する。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在又は退職時において職員が受けるべき給与月額(第16条第2項に規定する役職手当を除く。ただし、次の各号に掲げる職務にある職員にあってはそれぞれ当該各号に定める率を上限として理事長が定める率を本給月額に乗じて得た額を加算した額とする。)を基礎として別に定める基準により計算した額(以下「標準額」という。)を、その者の勤務成績等を勘案して、理事長が定める基準に従って支給する。この場合において、支給する期末手当の総額は、前項の職員が、それぞれ基準日現在において受けるべき標準額の総額を超えない範囲内とする。

- (1) 参事、副参事並びにこれらと同等と認められる職員で理事長の指定するもの 100分の19

- (2) 主幹並びにこれと同等と認められる職員で理事長の指定するもの 100分の12

- 3 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務にある職員にあっては、それぞれ当該各号に定める率を上限として理事長が定める率を本給月額等別に定める額に乗じて得た額を前項の給与月額に加算する。

- (1) 参事、副参事並びにこれらと同等と認められる職員で理事長の指定するもの 100分の20

- (2) 主幹並びにこれと同等と認められる職員で理事長の指定するもの 100分の15

- (3) 副主幹並びにこれと同等と認められる職員で理事長の指定するもの 100分の10

- (4) 主査並びにこれと同等と認められる職員で理事長の指定するもの 100分の5

4 第1項及び第2項の職員のうち別に定める者の期末手当に係わる在職期間の通算等に関し必要な事項については、別に定める。

(報奨金)

第28条の2 報奨金の支給は、次の各号のとおりとする。

- (1) 優れた業績をあげた職員に対して報奨金を支給することができる。
  - (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の6に定める主務大臣による業務の実績の評価の結果に基づき職員に対して、報奨金を支給することができる。
- 2 支給日は3月の理事長が定める日とする。ただし、これに拘り難い場合は別に定める日とする。
- 3 支給対象者、支給金額等については、別に定める。

(シニアスタッフ職調整手当)

第28条の3 研究系職員におけるシニアスタッフ職調整手当は、研究に従事する別に定める職員に対して支給する。

- 2 事務系職員におけるシニアスタッフ職調整手当は、事務系職員の職階に関する細則（平成27年2月26日細則第28号）第2条第3項に定めるシニアスタッフ職、であって、別に定める職員に対して支給する。
- 3 シニアスタッフ職調整手当の月額は、その職につき、本給に100分の10を乗じた額とする。

第3章 給与の特例

(欠勤者の給与)

第29条 職員が欠勤したときは、その勤務しなかった1日又は1時間につき、第8条の日割計算又は第9条第1項の時間割計算により算定した額を減額して給与を支給する。

- 2 定年制職員就業規程第17条の規定に基づきフレックスタイム制の適用を受ける職員にあっては、前項の規定に関わらず、当該職員の清算期間に勤務した時間が総労働時間に不足したときは、その不足した時間につき、第9条第2項の時間割計算により算定した額を減額して給与を支給する。
- 3 期末手当については、別に定める。

(減額の適用除外)

第29条の2 前条の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）に定める業務災害及び通勤災害による傷病により欠勤した場合、欠勤期間の内、最初の3日間は有給とする。また、その後の勤務不能な日（休日を除く。）については、労災保険法における休業補償給付又は休業給付の額及び休業特別支給金の額が、この給付対象日数に第8条の規定による給与日額を乗じて得た額に満たない場合、その差額を、休業補償給付又は休業給付の支給及び休業特別支給金の支給が確認された後支給する。期末手当を算定する場合は、当該欠勤期間を出勤したものとみなす。

- 2 労災保険法に定める業務災害及び通勤災害以外の理由による傷病により欠勤した場合、医師の証明等により勤務不能が証明された日から暦日60日間（それまでの間に定年等により退職する場合は、退職日まで）に限り本給、家族手当、特別地域手当、広域異動手当及び住居手当を支給する。また同一傷病につき、前回の欠勤の後、出勤日数が20日に満たないうちに再発して欠勤が始まる場合は、前回の欠勤の延長とみなす。

ただし、定年制職員就業規程第36条第3項に定める経過観察期間中の出勤及び定年制職員就業規程第36条の2第1項に基づく勤務時間の短縮中の出勤は、当該20

日の出勤に算入しない。

- 3 休職していた者が復職するにあたり定年制職員就業規程第36条第3項に定める経過観察を行う際に、定年制職員就業規程第36条の2第1項に定める勤務時間の短縮が必要と認められるときは、その経過観察期間中、短縮した時間に対する給与の減額は行わない。
- 4 労災保険法に定める業務災害及び通勤災害による傷病により欠勤していた者が職場復帰するにあたり、定年制職員就業規程第36条の2第1項に基づき勤務時間の短縮を行うときは、研究所が認めた期間、短縮した時間に対する給与の減額は行わない。
- 5 欠勤することにつき研究所がやむを得ない事情によるものと認めた場合は、給与の減額を行わない場合がある。

(休職者の給与)

第30条 職員が、定年制職員就業規程第35条第1項第1号により休職を命じられたとき又はこれと同一の事由により同規程第36条第4項若しくは第6項により休職を命じられたときは、その休職の期間を通算して満1年に達するまでの期間については、これに本給、家族手当、特別地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を、休職の期間を通算して満1年を超える期間については、本給、家族手当、特別地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給する。

- 2 職員が定年制職員就業規程第35条第1項第2号により休職を命じられたときは、その休職期間中において、これに本給、家族手当、特別地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 3 職員が、定年制職員就業規程第35条第1項第3号から第5号の規定により休職を命じられたときは、その休職の期間中について、その都度定めるところにより給与を支給することができる。
- 4 前三項の規定にかかわらず、期末手当及び報奨金については、別に定める。
- 5 前三項の規定により減額支給又は不支給とされた給与については、職員の権利回復等が必要な場合、権利回復等を実施すべきであると決定された日から遡って3年以内の給与に限り、必要な措置をとることができる。

(育児休業者等の給与)

第31条 育児休業者に対する育児休業期間中の給与は支給しない。

- 2 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 育児休業者が職務に復帰したときは、育児休業期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、本給額を調整することができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、育児休業者等の給与については、別に定める。

(介護休業者の給与)

第32条 職員が定年制職員就業規程第34条に規定する介護休業又は介護のための部分休業を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1日又は1時間について第8条に規定する勤務1日あたりの給与額又は第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、介護休業及び介護のための部分休業期間中の職員の給与等に関しては、別に定める。

(給与減額の限度)

第33条 当月分の給与の支給期間において、勤務すべき全時間について勤務しなかった場合又は給与から減額すべき金額が本給、役職手当、初任給調整手当、研究手当、特別地域手当、広域異動手当、特殊勤務手当及びシニアスタッフ職調整手当の月額合計(以下「給与月額」という。)を上回るか又はこれに等しい場合は給与月額を減額する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 研究所の設立の際、理化学研究所(以下「旧研究所」という。)の職員であったもので、引き続き研究所の職員となった者の在職期間については、旧研究所の職員であった期間を研究所の在職期間とみなす。
- 3 大学卒採用職員のうち、3等級の1号俸を受ける者の本給の月額は、当分の間、別表第1の本給額にかかわらず、191,800円とする。  
(昇給停止に関する経過措置)
- 4 平成11年4月1日(以下「基準日」という。)前から引続き本給表の適用を受ける職員のうち、基準日後に55歳(以下「昇給停止年齢」という。)を超える別に定める職員については、第13条第3項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して、基準日において55歳を超えていないもので従前のとおり昇給のあった職員(以下「昇給停止年齢超過職員」という。)との権衡上必要があると認められるものとして別に定めるところにより昇給させることができる。基準日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち、採用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の別に定める職員との権衡上必要があると認められる職員として別に定める職員についても、同様とする。

#### 附 則(平成16年3月18日規程第18号)

- 1 この規程は、平成16年3月19日から施行し、平成16年3月1日から適用する。
- 2 大学卒採用職員のうち、3等級の1号俸を受ける者の本給の月額は、当分の間、別表第1の本給額にかかわらず、190,600円とする。  
(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 3 平成15年12月期々末手当支給の際に留保した0.3月に相当する額(この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた差額については、平成16年3月に精算する。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、精算を行わない。
  - (1) 平成15年4月1日(同月2日から平成16年3月1日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき本給、家族手当、役職手当、初任給調整手当、研究手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当(第26条第2項別に定める加算額を除く。)の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額
  - (2) 平成15年度に支給された期末手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

#### 附 則(平成16年3月25日規程第23号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則(平成17年3月30日規程第30号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則(平成17年4月14日規程第34号)

この規程は、平成17年4月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

## 附 則(平成18年2月9日規程第1号)

- 1 この規程は、平成18年2月9日から施行し、平成18年2月1日から適用する。
- 2 大学卒採用職員のうち、3等級の1号俸を受ける者の本給の月額は、当分の間、別表第1の本給額にかかわらず、190,000円とする。  
(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 3 平成17年12月期々末手当支給の際に留保した0.1月に相当する額(この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた差額については、平成18年3月に精算する。  
この場合において、調整額が基準額以上となるときは、精算を行わない。
  - (1) 平成17年4月1日(同月2日から平成18年3月1日までの間に新たに職員となつた者にあっては、新たに職員となつた日)において職員が受けるべき本給、家族手当、役職手当、初任給調整手当、研究手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当(第26条第2項別に定める加算額を除く。)の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額
  - (2) 平成17年度に支給された期末手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

## 附 則(平成18年4月18日規程第40号)

この規程は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、前項の規定にかかわらず、第5条、第7条、第9条、第22条及び第33条は平成17年12月1日から適用する。

## 附 則(平成18年7月13日規程第54号)

- 1 この規程は、平成18年7月13日から施行し、平成18年7月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第25条は平成18年10月1日から施行する。

## 附 則(平成19年4月13日規程第29号)

(施行日)

第1条 この規程は、平成19年4月13日(以下「施行日」という。)から施行し、平成19年4月1日より適用する。

(本給に関する経過措置)

第2条 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

- 2 施行日以降新たに本給表の適用を受けることとなった職員については、任用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、本給を支給することができる。
- 3 前二項の規定による経過措置を適用される職員は、改正後の規程中本給とあるのは、本給月額のほか、その差額に相当する額の合計額とする。  
(役職手当に関する経過措置)

第3条 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受け、かつ第16条第1項の適用を受ける職員で、その者の受ける改正後の第16条第1項の規定による役職手当(以下「新役職手当」という。)が同日において受けていた役職手当(以下「旧役職手当」という。)に一致しないこととなる職員には、旧役職手当に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、旧役職手当と新役職手当の差額に相当する額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を増又は減額した額を新役職手当として支給する。

- (1) 施行日から平成20年3月31日まで 100／100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 50／100
- 2 施行日以降新たに本給表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して前項の規定による役職手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、役職手当を支給することができる。
- 3 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受け、かつ平成21年3月31日以前に第16条第1項の適用を受けることとなった職員は、前項の規定による職員との権衡を考慮し、改正前の第16条第1項の規定による役職手当を受けた場合として、前項の規定に準じて役職手当を支給する。
- 4 第16条第3項における最低の本給月額及びこれに対する地域手当の月額は、役員報酬規程附則(平成18年4月18日規程第41号)第2項から第4項に定める経過措置を適用しないものとする。  
(広域異動手当に関する経過措置)

第4条 第19条の2に定める規定は、平成16年4月2日から施行日の前日までの間に職員が異動等をした場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは「施行日から当該異動等の日以後」とする。

- 2 広域異動手当の支給割合は施行日から平成20年3月31日までの間、同条第1項各号にかかわらず、次の各号のとおりとする。
- (1) 300キロメートル以上 100分の4
- (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の2

#### 附 則(平成20年3月13日規程第19号)

- 1 この規程は、平成20年3月19日から施行し、平成19年10月1日より適用する。
- 2 平成19年10月1日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の定めによる給与の内払いとみなす。

#### 附 則(平成20年3月31日規程第27号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成21年3月26日規程第12号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成21年6月25日規程第28号)

この規程は、平成21年9月1日から施行する。ただし、施行日において、改正前の規程第29条の2第3項に基づき慣らし勤務を行っている者については、研究所は、改正前の規定を適用することができるものとする。

#### 附 則(平成21年9月17日規程第46号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

#### 附 則(平成22年2月25日規程第2号)

(施行日)

第1条 この規程は、平成22年3月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第21条及び別表第3に掲げる茨城県つくば市の支給割合は平成22年4月1日から適用する。

(平成21年12月期々末手当に関する特例措置)

第2条 平成21年12月期々末手当支給の際に留保した0.1月に相当する額

(この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた差額については、平成22年3月に精算する。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、精算を行なわない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から平成22年3月1日までの間に新たに減額対象職員(この附則において減額対象職員とは、1等級62号俸以上、2等級30号俸以上又は3等級以上の本給表の適用を受ける者をいう。)となつた者にあっては、新たに減額対象職員となつた日)において減額対象職員が受けるべき本給、家族手当、役職手当、初任給調整手当、研究手当、特別地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当(第26条第2項別に定める加算額を除く。)の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間がある減額対象職員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成21年度に減額対象職員が支給を受けた期末手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

(本給の改定に伴う経過措置)

第3条 平成19年4月1日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けている本給月額の100分の99.76に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

2 平成19年4月1日以降新たに本給表の適用を受けることとなった職員については、任用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、本給を支給することができる。

3 前二項の規定による経過措置を適用される職員は、改正後の規程中本給とあるのは、本給月額のほか、その差額に相当する額の合計額とする。

附 則(平成22年6月23日規程第39号)

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年2月24日規程第9号)

(施行日)

1 この規程は、平成23年3月1日から施行する。

(本給の改定に伴う経過措置)

2 施行日の前日から引き続き附則(平成22年2月25日規程第2号)第3条の適用を受ける職員について、施行日以降、同条の適用にあたっては「本給月額の100分の99.76」を「本給月額の100分の99.59」と読み替える。

(55歳を超える職員の本給等の減額支給措置)

3 当分の間、55歳を超える職員(5等級以上の本給表の適用を受ける者に限る。この附則において「特定職員」という。)に対する本給及び諸手当(役職手当、研

究手当、特別地域手当、広域異動手当及び期末手当に限る。本項において同じ。) 並びに第8条に定める日額及び第9条に定める勤務1時間あたりの給与額は、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員になった日）以後、当該特定職員の本給及び諸手当並びに第8条に定める日額及び第9条に定める勤務1時間あたりの給与額からそれぞれ100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(平成22年12月期々末手当に関する特例措置)

- 4 平成22年12月期々末手当支給の際に留保した0.1月に相当する額（この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた差額については、平成23年3月に精算する。

この場合において、調整額が基準額以上になるときは、精算を行なわない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から平成23年3月1日までの間に新たに減額対象職員（この附則において減額対象職員とは、2等級53号俸以上、3等級38号俸以上、4等級14号俸以上、5等級12号俸以上、6等級10号俸以上又は7等級の本給表の適用を受ける者をいう。）となった者にあっては、新たに減額対象職員となった日）において減額対象職員が受けるべき本給、家族手当、役職手当、初任給調整手当、研究手当、特別地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（第26条第2項別に定める加算額を除く。）の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある減額対象職員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成23年度に減額対象職員が支給を受けた期末手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

#### 附 則(平成23年3月10日規程第13号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成23年4月14日規程第30号)

この規程は、平成23年4月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

#### 附 則(平成24年8月29日規程第53号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成24年9月1日から施行する。  
(本給の改定に伴う経過措置)
- 2 施行日以降、平成26年3月31日までの間、附則（平成23年2月24日規程第9号）第2項の適用にあたっては「本給月額100分の99.59」を「本給月額の100分の99.1」と読み替える。  
(本給の改定に伴う経過措置の廃止)
- 3 附則（平成19年4月13日規程第29号）第2条及び附則（平成22年2月25日規程第2号）第3条の適用は平成26年3月31日までとする。  
(平成24年6月期々末手当に関する特例措置)
- 4 平成24年6月期々末手当支給の際に留保した0.085月に相当する額（この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた差額については、平成24年12月に精

算する。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、精算を行なわない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に新たに減額対象職員（この附則において減額対象職員とは、3等級64号俸以上、4等級38号俸以上、5等級21号俸以上、6等級25号俸以上及び7等級全号俸の本給表の適用を受ける者をいう。）となった者にあっては、新たに減額対象職員となった日）において減額対象職員が受けるべき本給、家族手当、役職手当、初任給調整手当、研究手当、特別地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（第26条第2項別に定める加算額を除く。）の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの月数（平成23年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある減額対象職員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成23年6月及び同年12月並びに平成24年6月に減額対象職員が支給を受けた期末手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

#### 附 則(平成24年2月23日規程第19号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成26年3月13日規程第24号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成26年11月27日規程第79号)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成26年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の定めによる給与の内払いとみなす。

#### 附 則(平成26年12月25日規程第93号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成27年2月13日規程第17号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
(本給に関する経過措置)
- 2 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けっていた本給月額に達しないこととなる職員には、施行日から平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 3 施行日以降新たに本給表の適用を受けることとなった職員については、任用の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、施行日から平成30年3月31日までの間、前項の規定に準じて、本給を支給することができる。
- 4 前二項の規定による経過措置を適用される職員は、改正後の規程中本給とあるのは、本給月額のほか、その差額に相当する額の合計額とする。  
(広域異動手当に関する経過措置)
- 5 施行日から平成28年3月31日までの間、第19条の2第1項第1号中「100分の10」は「100分の8」、第2号中「100分の5」は「100分の4」と読み替える。  
(単身赴任手当に関する経過措置)
- 6 施行日から平成28年3月31日までの間、第26条第2項中「30,000円」は「26,000円」と読み替える。

(55歳を超える職員の本給等の減額支給措置の終期の設定)

- 7 附則（平成23年2月24日規程第9号）第3項の適用は平成30年3月31日までとする。

附 則(平成27年2月26日規程第23号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月8日規程第50号)

この規程は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年2月12日規程第6号)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年4月1日からこの規程の施行日前日までの間に支払われた給与及び期末手当は、改正後の規程の定めによる給与及び期末手当の内払いとみなす。ただし、定年制職員退職金規程（平成15年規程第59号）第7条の2第3項に該当する者で、引き続いて国家公務員となるために退職した者に対して、平成27年4月1日からこの規程の施行日前日までの間に支払われた給与及び期末手当は、改正後の規程の定めによる給与及び期末手当の内払いとみなし、改正後の規程による給与及び期末手当との差額を支給する。
- 3 その他改正後の規程の定めに基づく給与及び期末手当の支給に係る必要な事項は、別に定める基準に基づき理事長が定める日に支給する。

附 則(平成28年2月25日規程第23号)

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則(平成28年2月12日規程第16号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月22日規程第90号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年2月23日規程第11号)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1の改正は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 平成28年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、施行後の規程の定めによる内払いとする。  
(家族手当に関する経過措置)
- 4 第15条、第15条の2及び第15条の3の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間に係る手当の月額は、次の表の区分表に応じた金額により支給する。

対象となる扶養親族	定年制職員の等級	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第15条第2項 第1号に定める者	5等級以下	10,000	6,500	6,500
	6等級	10,000	6,500	3,500
	7等級	10,000	6,500	3,500
第15条第2項 第2号に定める者であつて	全等級	13,000	15,000	15,000

同条第4項に定める特定期間にある者(職員に配偶者がある場合、又は、配偶者がない場合の1人目を除く者。)				
第15条第2項第2号に定める者であって同条第4項に定める特定期間にある者(職員に配偶者がない場合の1人目に限る。)	全等級	15,000	15,000	15,000
第15条第2項第2号に定める者であって同条第4項に定める特定期間にない者(職員に配偶者がある場合、又は、配偶者がない場合の1人目を除く者。)	全等級	8,000	10,000	10,000
第15条第2項第2号に定める者であって同条第4項に定める特定期間にない者(職員に配偶者がない場合の1人目に限る。)	全等級	10,000	10,000	10,000
第15条第2項第3号から第6号までの各号の一に定める者(職員に配偶者がある場合、又は、配偶者がない場合の1人目を除く者。)	5等級以下	6,500	6,500	6,500
	6等級	6,500	6,500	3,500
	7等級	6,500	6,500	3,500
第15条第2項第3号から第6号までの各号の一に定める者(職員に配偶者がない場合の1人目に限る。)	5等級以下	9,000	6,500	6,500
	6等級	9,000	6,500	3,500
	7等級	9,000	6,500	3,500

#### 附 則(平成29年6月8日規程第42号)

この規程は、平成29年6月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

**附 則(平成30年2月22日規程第3号)**

この規程は、平成30年3月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

**附 則(平成30年3月22日規程第24号)**

この規程は、平成30年3月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

**附 則(平成31年2月13日規程第106号)**

この規程は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

**附 則(平成31年2月27日規程第115号)**

この規程は、2019年11月1日から施行する。

**附 則(令和2年2月26日規程第231号)**

この規程は、令和2年3月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則(令和2年3月25日規程第265号)**

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則(令和2年12月23日規程第348号)**

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

**附 則(令和3年10月28日規程第479号)**

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

**附 則(令和4年5月26日規程第520号)**

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

**附 則(令和5年2月22日規程第8号)**

この規程は、令和5年3月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

**附 則(令和5年3月23日規程第16号)**

この規程は、令和5年3月24日から施行する。

**附 則(令和5年8月24日規程第76号)**

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

**附 則(令和5年10月19日規程第104号)**

1 この規程は、令和5年10月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(本給の7割措置)

2 当分の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、61歳に達する年度（以下、「61歳年度」という。）の当該職員に適用される本給の額は、以下の通り算定する。

3 第16条第1項に定める役職にない職員の61歳年度本給の額は、以下の通りとする。

(1) 60歳に達した年度（以下、「60歳年度」という。）の3月1日における職務等級を、「60歳等級」とする。

(2) 60歳年度の3月1日における本給の額に100分の70を乗じて得た額を「7割額」とする。

(3) 7割額の60歳等級における直近上位にあたる号俸を「7割号俸」とする。ただし、7割額が60歳等級における最低額未満である場合、7割号俸は

1号俸とする。

- (4) 7割号俸に2号俸加算したものを61歳年度の号俸とする。ただし、2号俸加算した結果が、60歳等級における最高号俸以上となる場合、61歳年度の号俸は60歳等級における最高号俸とする。
- (5) 61歳年度の職務等級は60歳等級とし、これと61歳年度の号俸より、61歳年度の本給の額を本給表より決定する。

4 第16条第1項に定める役職にある職員の61歳年度本給の額は、以下の通りとする。

- (1) 7割額の直近上位の額に当たる号俸を定年制職員給与規程別表第1に定める本給表4等級より算定する。ただし、7割額が4等級における最高額以上となる場合は、号俸を4等級の最高号俸とする。
- (2) (1)で算定した7割号俸に2号俸加算したものを61歳年度の号俸とする。ただし、2号俸加算した結果が、4等級における最高号俸以上となる場合、61歳年度の号俸は4等級における最高号俸とする。
- (3) 61歳年度の職務等級は4等級とし、この等級と61歳年度の号俸により、61歳年度の本給の額を定年制職員給与規程別表第1に定める本給表より算定する。

別表第1(第11条関係)

本給表

等級 ＼ 号俸	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級
1	407,800	378,700	373,900	342,300	273,200	205,500	152,200
2	410,300	381,000	376,200	344,600	275,800	209,900	153,300
3	412,800	383,200	378,500	347,000	278,200	214,100	154,300
4	415,200	385,500	380,800	349,400	280,800	218,400	155,400
5	417,700	387,900	383,100	351,700	283,500	222,700	156,400
6	420,100	390,200	385,300	353,900	285,900	226,000	157,300
7	422,400	392,500	387,600	356,100	288,400	229,700	158,000
8	424,800	394,800	389,800	358,400	290,700	233,600	158,400
9	427,200	397,100	392,200	360,700	293,200	236,900	158,800
10	429,500	399,300	394,500	363,000	295,600	240,200	159,800
11	431,900	401,500	396,600	365,300	298,300	243,700	161,000
12	434,200	403,700	398,800	367,600	300,800	247,200	162,500
13	436,600	405,900	401,000	369,900	303,100	250,600	164,000
14	438,900	407,900	403,000	372,100	305,400	253,700	165,400
15	441,300	410,100	405,200	374,000	308,000	257,000	167,000
16	443,700	412,200	407,300	376,300	310,500	259,900	168,500
17	446,000	414,300	409,400	378,600	313,200	263,200	169,600
18	448,300	416,300	411,400	380,800	315,800	265,900	171,400
19	450,600	418,400	413,500	383,000	318,000	268,800	173,300
20	453,000	420,500	415,600	385,300	320,500	271,700	175,200
21	455,400	422,500	417,700	387,600	323,100	274,700	176,900
22	457,700	424,500	419,700	389,800	325,400	277,100	178,800
23	460,100	426,500	421,700	392,100	327,900	279,500	180,600
24	462,400	428,600	423,800	394,300	330,200	282,300	182,500

25	464, 800	430, 700	426, 000	396, 500	332, 600	284, 800	184, 300
26	467, 100	432, 700	428, 000	398, 600	335, 000	287, 200	186, 200
27	469, 400	434, 700	430, 100	400, 800	337, 500	289, 800	188, 000
28	471, 700	436, 600	432, 100	403, 000	340, 000	292, 200	189, 900
29	474, 000	438, 700	434, 200	405, 300	342, 200	294, 500	191, 600
30	476, 200	440, 600	436, 100	407, 400	344, 500	296, 900	193, 400
31	478, 500	442, 600	438, 100	409, 500	347, 000	299, 400	195, 100
32	480, 800	444, 500	440, 100	411, 600	349, 300	301, 800	196, 900
33	483, 200	446, 600	442, 100	413, 800	351, 700	303, 700	198, 900
34	485, 400	448, 300	444, 100	415, 900	354, 100	306, 000	200, 900
35	487, 700	450, 200	446, 000	418, 100	356, 100	308, 200	203, 000
36	489, 800	452, 100	447, 900	420, 200	358, 400	310, 500	205, 000
37	492, 100	454, 100	449, 700	422, 300	360, 600	312, 800	207, 100
38	494, 300	455, 900	451, 600	424, 200	362, 800	315, 100	210, 800
39	496, 400	457, 800	453, 400	426, 200	364, 700	317, 300	214, 500
40	498, 500	459, 700	455, 200	428, 400	367, 100	319, 400	218, 400
41	500, 600	461, 500	457, 100	430, 500	369, 400	321, 700	222, 100
42	502, 600	463, 200	458, 800	432, 400	371, 600	324, 100	225, 200
43	504, 700	465, 100	460, 500	434, 400	374, 000	326, 200	228, 500
44	506, 800	466, 800	462, 200	436, 300	376, 300	328, 300	231, 900
45	509, 000	468, 700	464, 000	438, 300	378, 600	330, 500	235, 100
46	511, 000	470, 400	465, 600	440, 100	380, 700	332, 600	238, 100
47	513, 100	472, 200	467, 300	442, 000	382, 800	334, 900	241, 600
48	515, 000	473, 900	468, 900	443, 900	384, 900	337, 100	244, 900
49	517, 100	475, 600	470, 600	445, 800	387, 200	339, 400	248, 200
50	518, 900	477, 100	472, 200	447, 600	389, 200	341, 300	251, 100
51	520, 900	478, 800	473, 700	449, 300	391, 300	343, 600	254, 200
52	522, 800	480, 500	475, 200	451, 000	393, 400	345, 600	256, 800
53	524, 800	482, 300	476, 900	453, 100	395, 500	347, 700	259, 900
54	526, 600	483, 900	478, 400	454, 800	397, 500	348, 700	262, 400
55	528, 600	485, 600	479, 800	456, 400	399, 600	350, 600	265, 200
56	530, 500	487, 200	481, 200	458, 100	401, 600	352, 400	268, 000
57	532, 400	488, 700	482, 900	459, 900	403, 700	354, 200	270, 800
58	534, 300	490, 300	484, 300	461, 400	405, 500	355, 900	273, 300
59	536, 200	491, 900	485, 800	463, 100	407, 500	357, 500	275, 700
60	538, 100	493, 500	487, 200	464, 600	409, 300	359, 200	278, 300
61	539, 900	495, 000	488, 800	466, 400	411, 200	361, 000	280, 700
62	541, 700	496, 500	490, 100	468, 000	413, 000	362, 500	282, 800
63	543, 600	497, 900	491, 600	469, 500	414, 700	364, 100	284, 800
64	545, 500	499, 400	493, 000	471, 100	416, 400	365, 700	286, 700
65	547, 300	501, 100	494, 500	472, 700	418, 300	367, 300	288, 800
66	549, 000	502, 500	495, 900	474, 200	419, 900	368, 800	290, 600
67	550, 900	504, 000	497, 200	475, 800	421, 500	370, 300	292, 500
68	552, 600	505, 400	498, 600	477, 300	423, 300	371, 800	294, 100
69	554, 500	506, 900	500, 000	478, 900	425, 000	373, 400	296, 200
70	556, 300	508, 300	501, 400	480, 300	426, 500	374, 800	297, 900
71	558, 200	509, 700	502, 600	481, 800	428, 200	376, 300	299, 500

72	559, 800	511, 100	504, 000	483, 300	429, 700	377, 700	301, 200
73	561, 800	512, 500	505, 500	485, 000	431, 400	379, 400	302, 600
74	563, 500	513, 900	506, 800	486, 500	432, 900	380, 800	304, 200
75	565, 300	515, 100	508, 200	488, 000	434, 500	382, 200	306, 000
76	567, 100	516, 600	509, 500	489, 600	436, 000	383, 700	307, 600
77	569, 100	518, 000	511, 000	491, 000	437, 700	385, 200	309, 200
78	570, 900	519, 400	512, 200	492, 400	439, 300	386, 600	310, 900
79	572, 800	520, 700	513, 600	493, 900	440, 800	388, 000	312, 600
80	574, 600	522, 100	514, 900	495, 400	442, 300	389, 500	314, 100
81	576, 500	523, 500	516, 400	496, 800	444, 000	391, 000	315, 800
82	578, 300	524, 800	517, 600	498, 200	445, 400	392, 400	
83	580, 200	526, 100	519, 000	499, 600	447, 000	393, 800	
84	582, 000	527, 500	520, 300	501, 100	448, 500	395, 200	
85	583, 900	528, 900	521, 800	502, 500	450, 100	396, 800	
86		530, 200	523, 000	503, 900	451, 600		
87		531, 500	524, 400	505, 300	453, 100		
88		532, 900	525, 700	506, 800	454, 700		
89		534, 300	527, 200	508, 100	456, 200		
90		535, 600	528, 400	509, 500	457, 600		
91		536, 900	529, 800	510, 800	459, 200		
92		538, 300	531, 100	512, 200	460, 700		
93		539, 700	532, 600	513, 600	462, 200		
94		541, 000	533, 900	515, 000	463, 600		
95		542, 400	535, 200	516, 300	465, 100		
96		543, 700	536, 600	517, 700	466, 500		
97		545, 100	538, 000	519, 000	468, 100		
98		546, 400	539, 300	520, 400	469, 600		
99		547, 700	540, 600	521, 700	471, 000		
100		548, 900	542, 000	523, 100	472, 500		
101		550, 400	543, 400	524, 400	474, 000		
102			544, 700	525, 700	475, 500		
103			546, 000	527, 000	476, 900		
104			547, 400	528, 400	478, 400		
105			548, 700	529, 800	479, 800		
106				531, 100	481, 100		
107				532, 400	482, 600		
108				533, 800	484, 000		
109				535, 200	485, 500		
110				536, 500	486, 800		
111				537, 800	488, 300		
112				539, 200	489, 700		
113				540, 600	491, 200		
114				541, 900	492, 500		
115				543, 200	494, 000		
116				544, 600	495, 300		
117				546, 000	496, 700		
118					497, 900		

119				499, 300		
120				500, 600		
121				502, 100		
122				503, 300		
123				504, 700		
124				506, 000		
125				507, 500		
126						
127						
128						

別表第2(第16条関係)

号	支給月額
1号	130, 000
2号	120, 000
3号	110, 000
4号	100, 000
5号	95, 000
6号	89, 000
7号	82, 000
8号	75, 000

別表第3(第19条関係)

所在地	支給割合
埼玉県和光市	100分の9
東京都特別区	100分の9
愛知県名古屋市	100分の9
神奈川県横浜市	100分の9
兵庫県神戸市	100分の9
茨城県つくば市	100分の9
大阪府吹田市	100分の9
兵庫県佐用郡佐用町	100分の5
宮城県仙台市	100分の5
京都府相楽郡精華町	100分の5
静岡県沼津市	100分の5
福岡県福岡市	100分の5